

平成26年11月7日

新城市長 穂積亮次様

新城市市民自治会議
会長 鈴木 誠

答 申 (第1次)

平成26年6月6日付け新市自15・2・1で新城市市民自治会議に諮問された「新城市の若者政策について」に関して、若者政策ワーキングで意見をまとめ、市民自治会議で検討を行ってきました。

このたび、検討結果がまとまりましたので、地方自治法第207条の2の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

「若者総合政策・若者会議について」

若者が活躍できるまちの実現に向けて、諮問事項である「若者総合政策」、「若者会議」について様々な角度から議論を深めて参りました。現在に至るまで、会議室等での議論、新城を知る3つのツアー、先進地視察、様々な団体との意見交換等、計10回の若者政策ワーキングを行い案をまとめ、計3回の市民自治会議でその案について検討して参りました。

その結果、これらを実現するためには、「若者総合政策」及び「若者会議」を組み込んだ「新城市若者条例(案)」及び「新城市若者議会条例(案)」を制定し、来年度から本格的に始まる若者政策に実効性を持たせることが必要と考えます。

なお、「若者総合政策」の詳細については引き続き検討を続けます。

別添資料：「新城市若者条例(案)」

「新城市若者議会条例(案)」